



【発行日】2017年（平成29年）10月31日

【編集発行】大阪経済大学 経営学部 経営・ビジネス法情報センター
〒533-8533 大阪市東淀川区大隅 2-2-8 TEL.(06)6328-2431（代表）

【編集長】田畑 嘉洋（経営学部 ビジネス法学科 専任講師）

ビジネス倫理が問われる時代

経営学部 経営学科 専任講師

杉本 俊介（すぎもと しゅんすけ）

■ はじめに

最近、東芝の不正会計、タカタのエアバッグ欠陥、三菱自動車の燃費表記偽装、電通の過労自殺問題、東洋ゴムの免震ゴム性能偽装など、企業不祥事が続いています。なぜ企業の不祥事が起きるのでしょうか。

まず、**極端な企業利益至上主義**が挙げられます。企業活動の目的の一つは利益の追求です。株式会社の場合、株主の利益を最大化することが企業の目指すべき重要な目標です。しかし、そのために、企業が社会の一員として倫理観をもつことを忘れてはいけません。じっさい、企業は社会の一員として、従業員、顧客、取引先、地域社会などに対しても配慮する責任があります。株主に加えて、従業員、顧客、地域社会など、企業と利害関係をもつ集団のことを**ステークホルダー**（直訳すると「利害関係者」）と呼び、取引先、NPOやNGO、監査法人、学生、環境などを含めることもあります。この「ステークホルダー」という言葉を世に



広めたのはアメリカのビジネス倫理学者 R.エドワード・フリーマンという人物です。フリーマンは、ステークホルダーを単に手段として扱うべきではなく常に同時に目的として扱うべきだ、と述べています。この考えは18世紀プロイセンの倫理学者**イマヌエル・カント**の言葉（汝の人格のうちにある人間性を常に同時に目的として扱い、単に手段としてのみ扱わないように行なせよ）に由来します。たとえば、企業利益のために、従業員、顧客、地域社会が単に手段として扱われてしまっ

CONTENTS

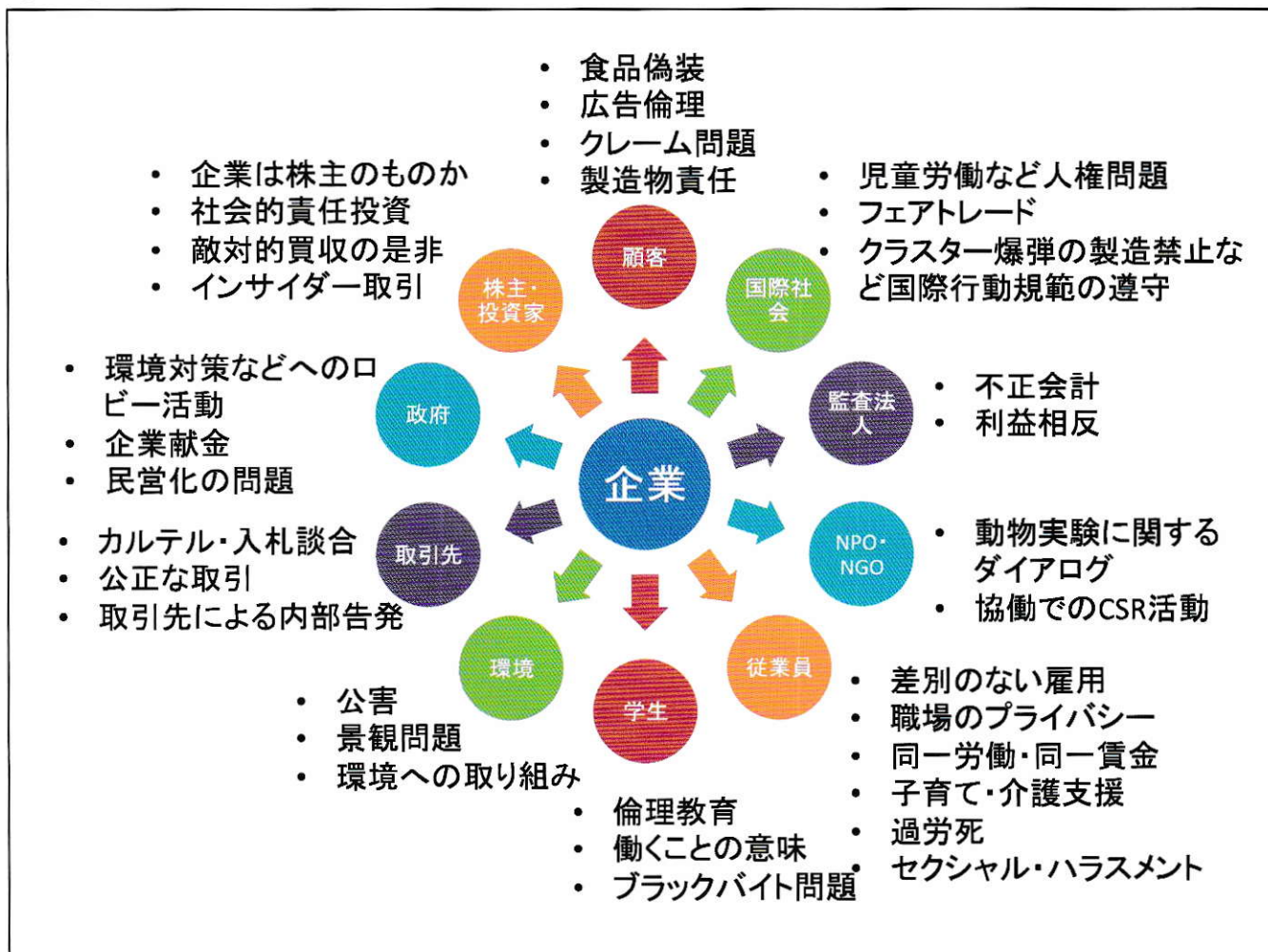
P.1~4	▼ ビジネス倫理が問われる時代	経営学部 経営学科 専任講師 杉本俊介
P.5~8	▼ 法的文章（レジュメ、レポート、論文）の書き方	机上爆睡
P.8	▼ 編集部より	
P.9,10	▼ 経営・ビジネス法研究会	
P.11	▼ 『はじめてのビジネス法』の紹介	経営学部 ビジネス法学科 教授 池島真策
P.12	▼ 「経営と法の融合」講義のご案内	

てはいけません。企業利益のために、従業員が単に手段として扱われてしまったがために過労死・過労自殺が起こり、顧客が単に手段として扱われてしまったがために偽装が起こり、地域社会が単に手段として扱われてしまったがために公害が

起こってしまうのです。

ビジネス倫理にかかわる諸問題をステークホルダーごとに整理してみるとわかりやすいでしょう（図1）

【図1】ビジネス倫理上の諸問題



■ コンプライアンスで十分か？

企業不祥事の原因として、企業が法的に問題ないと誤解していたり、法改正の確認を怠り今までに問題なかったから今回も大丈夫だと勘違いしていたりする場合があります。企業は不祥事を起こさないために法律をきちんと理解しそれを守る必要があります。このことを**コンプライアンス**（法令遵守）と呼びます。



人によっては、コンプライアンスさえしっかりしていればビジネス倫理は必要ない、と考える人もいます。しかし、「やることだけやっていたらそれでいい」という考えが、自分の持ち場以外に関心をもたない雰囲気を作り出したり、誰も責任をとらない事態を引き起こしたりするのです。コンプライアンスがもつ**形式主義**の問題です。形式主義の問題に対処するためには、個々人が倫理観をもってその法律の仕組みの意義を理解し、それを守るべき理由をもつことが必要となります。

労働基準法を例に、倫理はどのように法を補完するかを見てみましょう。第二条第二項には「労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働

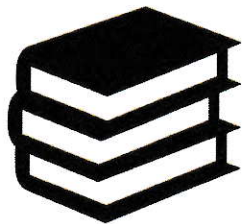
契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。」とあります。ここで、誠実に履行するとはどういうことでしょうか。条文の解釈を超えて、それがどういう行為かを考えるときに、私たちの倫理観（何が誠実か）が求められることがあります。

また、第三条では、「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」とあります。じつは、この条文ではLGBTへの差別的取扱は含まれていません。そこでたとえば、この条文に加えて、「労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由とした差別的取扱とLGBTとした差別的取扱は倫理的には同様に不正である」という倫理的判断（多くの人はこの判断を下すでしょう）から「使用者はLGBTを理由として賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」という結論が導かれたとしましょう。このように、法的推論のなかで倫理が求められることもあります。

さらに、立法においても一定の倫理観をもつことが求められます。今、働き方改革のなかで、残業時間の上限が設定されようとしています。何時間にすればよいのでしょうか。18世紀の倫理学者ジェレミ・ベンサムは法を立てるときは、最大多数の最大幸福（できるだけ多くの者をできるだけ幸福）にすべきだと主張しています。なぜなら、ベンサムによればそれこそが倫理的に正しいからです。最大多数の最大幸福の観点から、何時間がふさわしいかぜひ考えてみてください。

■ 倫理をあえて学問にする

倫理とは何でしょうか。それは私たちがこれまで人生を歩んできたなかで形作ってきた価値観です。この意味で、倫理の専門家などはいません。あるいは、みなさん一人一人が専門家だと言ってもよいでしょう。私の専門は倫理でなくそれをあえて学問にした倫理学です。倫理学とは、自分たちの価値観の根拠を何でも問い、何が正しく何が不正である



かについてできるだけ筋を通して誰もが納得するやり方を探してみる営みを指します。

こういう話を聞くと、倫理は文化や時代ごとに異なるのだから絶対に正しい答えなどない、という意見も出てくるでしょう。そういう意見のことを**倫理的相対主義**と呼びます。たとえば、食事のとき音を立てる文化とそうでない文化があります。いずれかが正しいなどということがありえるでしょうか？しかし、一見異なる価値観に見えてもその背後には共通した価値観が隠れていることはよくあります。この場合でも、食事のとき他の人を不快にさせてはならない、という価値観は共通しているでしょう。また、人を殺してはならない、子どもを虐待してはならない、という価値観はどの時代や文化にも共通してある価値観です。

話をビジネスに戻しましょう。ビジネスにおいても、私たちのほとんどは「人を単に手段として扱ってはならない」や「できるだけ多くの者をできるだけ幸福にすべき」という共通した価値観をもっています。倫理学では、それぞれを**義務論**と**功利主義**という立場として理論化し、両者に矛盾はないか、などを考えてゆきます。たとえば、この二つは、手段を優先しているか、それとも目的を優先しているか、という点では異なります。したがって、できるだけ多くの者をできるだけ幸福にするためには、人を単に手段として扱ってよいか、という問題が倫理学では生じます。じっさい、米国で論争になっている「捕まえたテロリストを拷問にかけてよいか」という問題はこれが具体的にになったものと言えるでしょう。

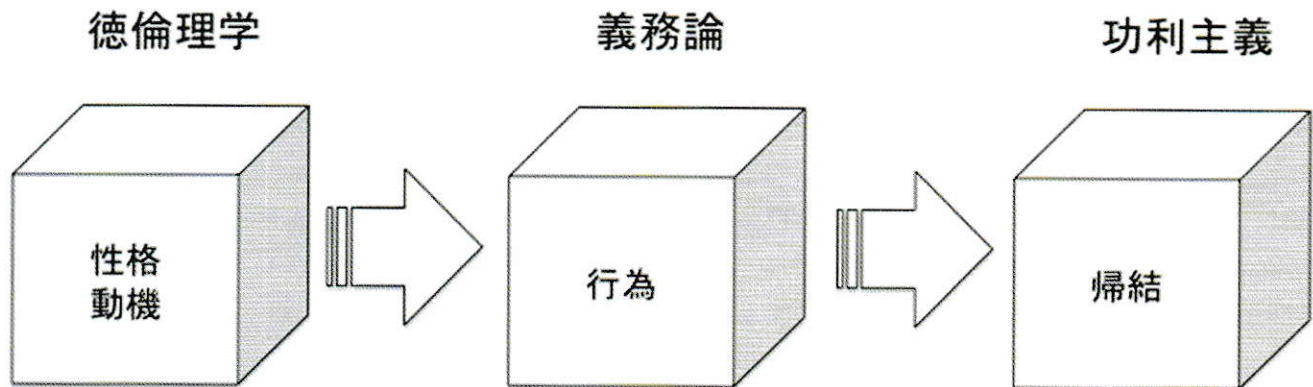
義務論は、ある行為の正しさや不正さをそれがどんな行為か、「人を単に手段として扱ってはならない」という義務に違反していないか、などに注目して評価します。功利主義は、ある行為の正しさや不正さをそれがどんな帰結をもたらすか、「できるだけ多くの者をできるだけ幸福に」しているか、に注目して評価します。最近では、どんな性格や動機をもって行為しているか、に注目して評価する**徳倫理学**という立場も登場していま



す。これは古代ギリシアの倫理学者**アリストテレス**に由来する考えです。アリストテレスは正直さや勇気など私たちの社会で「徳」と呼ばれる性格から行為しなければ、正しい行為になりえないと考えます。松下幸之助の「徳がないと、部下はついてこない」という言葉に表されるように、ビジネスにおいても徳は重要な役割を果たします。「企業は頭から腐る」言われることがあります。まずは経営者が徳を身につけることが企業不祥

事を防ぐ有効な手立てになるでしょう。

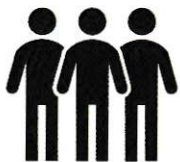
以上、倫理学上の代表的な立場を紹介してきました(図2)。理論的にはどの立場が妥当かについて議論が続いていますが、実践的にはそれぞれの観点から、最大多数の最大幸福を実現しているか、人を単に手段として扱っていないか、徳ある人がしようとする行動か、など自らの行いを振り返ってみるほうが有効でしょう。



【図2】倫理学上の代表的な立場

■ おわりに

ビジネスにおいて倫理が必要だとわかっていただけただけでしょうか。繰り返しになりますが、倫理とは人生を歩むなかで形作られる価値観です。これからの社会では、一人一人が自分の価値観を



見つめ直し、自分とは価値観(立場)の異なる他者と、分かり合えずとも少なくとも寄り添うことのできる、そんな人間が目指されるべきだと私は思います。



法的文章(レジュメ、レポート、論文)の書き方(3)

机上爆睡

IV 論陣(布陣)の敷き方(孫子の兵法?)

1 古来(たかだか100年ほど前から)より、論陣の敷き方にはおおよそ5種の陣形があると言われていた。論敵のキャラクターに合わせて、あるいは諸君の都合に合わせて採用すればよいと思うよ。複数の論陣を用いるのもよいし、一つの論陣形態を決めて論敵に挑むのもよいと思う。では、これらの論陣について少し説明しながら、合わせて失敗しそうな点を指摘しておきましょう。それを参考にして論陣を展開すればよいと思う。

(1) そもそも型の論陣

1 「そもそも起草者は・・・」と語りかける形式である。論し型とも言えよう。圧倒的な力(勉強量)にものを言わせて論敵を押さえつける攻撃方法である。この形態を採用しようとする者の中には古典的ローマ法にまで遡る人がいる。こうなると抵抗ができない。真摯に教えを受けるしかない。このような意味で圧倒的論陣と言えようか。

2 しかし、初学者がこの論陣を採用すると次のような危険が常につきまとう。つまり、途中で何のこともやら分からなくなる。自滅してしまうのである。それでも続行すると最後には、テーマの変更を余儀なくされる。たとえば、「古典期ローマ法における・・・について」となる。それでも論文として十分評価されるのだが、書き手として内心割り切れないものが残る。

(2) 几帳面整理型の論陣

1 判例や学説を丁寧に整理して、整理結果を自分の主張の根拠にするタイプである。これには次のような危険がある。判例・学説を整理した結果と自分の意見が一致しない可能性を有していることである。往々にして、新しい法律問題を論ずるときに生じる。

如何せん、新しい問題は従来の対処方法が不適當であるために生じる問題である。それゆえに従来の判例や学説の整理からは新たな解決方法を提示しにくいし、また根拠となりにくい。

2 このような整理結果と諸君の意見の不一致の状況が生じれば、自分の直観のいたらなさを嘆くしかない。後は2~3日の間「嘆き(ブルー)の世界」に浸ればすむ。そして、振り出しへ戻る。これ以外の対処方法としては、自分の意見を前面に出さず判例・学説の整理結果を文章化することである。その瞬間あなたは自分の論文が、論文ではなく「資料」としてリニューアルされて登場したことに気づかなければならない。しかし、この論陣が初学者にはお勧めです。負けることが少ない論陣である。

(3) 外国法制紹介型の論陣

1 今日国際化社会である。各国の法制自身も徐々に統合されてきている。EUがそうである(近年は逆の潮流が見え隠れする。たとえば、メイ首相率いるイングランド、トランプ大統領率いる米国、プーチン大統領率いるロシア、習近平主席率いる中国が気になる行動をとっているね。つまり保護主義を最優先とした「法の支配」の拒否。しかし、長期的な展望にたてば時代のあだ花だと思うよ)。当然、日本もその影響下にある。そうだとすれば法制上、影響力について主導権を掌握している諸外国の法的「知」を研究することは重要である。また、場合によれば、一見、日本特有の法制であると思っていたのが外国法制であったりする(実は、ほとんどの場合が、made in 外国なのだ。日本法特有といえども身元保証法や失火責任法など)。したがって、どうしてもmade in 外国の日本法を検討する場合、母法国の法事情を知る必要があるし、それが自分の意見や考

えと同一であれば立派な正当理由になる。諸君はこの時点で世界を視野に入れているとってよい（日本の法制と同列で諸外国の法制を取り扱っているのだ）。

2 しかし、この論陣にも若干の危険がともなう。つまり、日本の法的論議が理解されていなければ、初学者には外国の法的論議の把握が非常に困難である。さらに、自分の視点（考え方）がしっかりしていなければ羅針盤を失った遭難船である。何を適切に紹介すればよいのか分からなくなる。つまり、紹介領域が不明となり收拾がつかなくなる。この点に十分気を付けよう。

（４）オタク型の論陣

1 時に哲学的瞑想にまで至り、カント的理性、あるいは悟性に基づき当該テーマの本質をアプリアリ（先験的）に把握、しかるに後その本質と論敵の主張との間に絶対的矛盾が存在することを指摘するタイプである。この論陣は多分に負ける形態だと思う。

2 本人が事物の本質であると思っていることが他人にはそうでないことがしばしば見受けられる（これを称して「独善」という。）。最終的にはマックス・ウエーバーの言う「神々の戦い」（日本の国会の代表質問とその答弁の関係）となり、論戦とはならない。稀に正鵠を射た時は原子爆弾級の破壊力がある。しばらくはぺんぺん草も生えない。おそろし。しかし、人々の日々の繰りかしの功利的な経済的営みの改良と時の流れが神々を復活させる。

（５）桶狭間型の論陣

1 短兵急に論敵の一方所に全勢力を集中して波状

的に攻勢を展開するタイプである。布陣（論陣）などどうでもよいのである。通常、論者がこれと思う学説・判例の一部を「かつてに」味方とし統一戦線やスクラムを組んで攻撃を展開する傾向にある。

2 この方法は、論者が好意を持った考えを一方的に自分の味方であると決めつけ（あるいはケアレスミスによって）るために生じるのである。実際、味方でないケースがたまにある。この点に注意を払う必要がある。もし仮に不注意でこのことが生じれば、突撃した際に味方だと思った学説・判例は幻のごとく消え失せ孤軍奮闘している自分がいる状態を知り愕然とすることになる。まさに四面楚歌だよ。瞬時にして項羽の悲哀を知ることになるであろう

（twitter:項羽の横には虞美人がいるだけよかったですかね。しかし、彼女を殺す羽目になった分、さらに悲しいかもね！）。論文が破局の道を歩む。学生諸君の場合、このタイプが非常に多いよね。自戒すべきだね（twitter:最強の軍師（ゼミの先生）を活用すべきだね）。



以上、典拠的な論陣スタイルを「独断と偏見」で紹介してみた。それぞれの論陣において陥りやすい個所を十分意識しつつ、文を構成すれば強力な論文を代表とするような法的文書となるよ。しかし、このようなスタイルが最後まで維持できるのは、ひとえに諸君のテーマに対する「情熱・愛情・怨念(?)」だと思う。これが崩壊・自壊すれば、論文の緊張力も消滅し、最後には論文自体が消滅にいたる。

v 証明にとり大切な「注」の打ち方

1 この拙文においてもやたらと「注」が打っている。この「注」をうまく使えば論文などが非常にリアリティーになってくるのだよ。まったく「注」がなければ単なる twitter だけだね（twitter:トランプ大統領のように全世界の人に魔術をかければ、単なる twitter もものすごい力を発揮することを実感した。）。では、この「注」をどのように使うのか説

明しよう。

（１）論文の主張を補強する出典個所を明示できる（味方の表し方）

1 諸君の意見に賛同してくれる学説・判例を開示できるよ。決して、「虎に威を借りる」わけではないが味方がいるといたいのとは雲泥の差である。場合によっては、諸君が多くを語らなくても、味方の

学説・判例が防御してくれるよ (twitter: 夢枕 獺の小説(シリーズ物)「阿部清明」にでてくる「式神」のようだよ。)。論敵からの攻撃に対する三の丸、二の丸 (twitter: できれば真田丸のようなものが味方に付けば心強いよね。) になる。

2 必ず出典個所を明確にしておこう。ここをいい加減にしていると、論敵は難なく本丸に攻め上れるし、城主である諸君の品位が疑われる。当然、論敵に関する資料も曲解せず正しい姿で開示しなければならない。あくまでもフェア・プレーの精神でいかなければならない (twitter: それが近代市民社会のルールというものであり、近代人の矜持というものだよ。くれぐれも脱線しないように。)

(2) 出典個所の表示方法

1 学説の場合

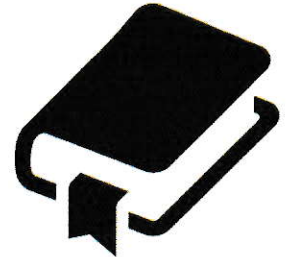
- ・書籍の場合：末川博『権利侵害と権利濫用』（岩波書店 1970年）466～468頁参照（あるいは引用）
- ・論文の場合：澤井 裕「不法行為法学の混迷と展望」法セ 23 卷 10 号 72～74頁参照（あるいは引用）

2 判例の場合

- ・最判昭和 42 年 11 月 9 日判時 597 号 31 頁

さらに詳細な明示上の規則はゼミの先生が補ってくれずはまずです。そうそう文献の省略方法もあるので。これをゼミの先生に教えてもらってくださいね。注の使い方～一例～

1 論文はしっかりとした、筋の通った主張が必要です。つまり、一つのストーリーを意識していなければならないのです。これを無視すると、論理が切断され読者が筆者の主張を掴めなくなる。論文はあくまでも意思伝達手段です。読者との共同作業により、論文の目的を達成するのです。くれぐれもこの点に注意してください。



2 しかしながら、大切なストーリーを無視しても言及しなければならない事柄があるのです。そのとき「注」という技を用いるのです。筆者の主張とは異次元で、しかし間接的ではあるが論文を理解してもらうために必要な知を説明するときを使う裏技です。おおいに活用すればよいでしょう。とくに社会科学系の論文は注の多さが論文の重厚さを判断する一つの指標となるのです。

VI むすび

(1) 論文の「しめくくり」の重要性

1 論文のテーマについて諸君が一番伝えたいことを書けばよいと思います。要するに、本文で述べてきたことの「まとめ、あるいは要点」を書けばよいのです。ここでの評価項目は論理性、オリジナリティーです。この二つのファクターは論文の命です。忘れないように。

2 論理性に関して、あまり正確な説明がされていないと思います。たぶん、「論理的」という言葉、講義なのでもいたるところで使われているが説明はないと思います。常識だよと言われるかもしれないが、実は違うのだね。この言葉を使用している人によって違っているのだね。その中で一番よく使われてい

る「意味」は、たぶん「文章の整合性」のことだと思っています。そうだとすれば、ゼノンのパラドックスは論破できないよ。

3 そこで必要なのは「主張、あるいは意見」を裏付ける事実の提起ですね。つまり実証です。かならず論理的というためには「文章の整合性」と「実証性」を担保していることが大切です。

4 オリジナリティーに関して、換言すれば「諸君の自分を素直に出せばよい」だけです。それがオリジナリティーです。みんな両親や家族が違うのだよ。育った家庭環境も違う。だから違ってあたりまえなのだよ。しかし、よく見ると違うはずのオリジナリ

ティーンには最大公約数としての共通性があるのです。これが法益というものなのだろうと思います。話が脱線したので、元に戻しましょう。そこで個人的な考えを基礎にして考えの体系を築きあげればよいのです。その時のサポーターがゼミの先生です。だから心配は入りません。コピーペーストをしない限りどこかにオリジナリティーは出てきます。

(2) 最後の作業

1 論文が一応書ければ、友人に読んでもらいましょう。そして、読んでもらった後で誠意をもって遠慮なくコメントをしてもらう。ときたまムッカとするコメントがあるのだが、それは素直に受け止めるべきです。それが読んでくれた友人に対する礼儀(仁義)というものです。

2 まず、友人を説得できるだけの文でなかったこと、そして論文の内容が稚拙であるということだね。反省材料だよ。しかし、辛口のコメントをくれた友人を持つことができたことは人生にとって大いに幸せであるということに気付くべきです。友人との間に濃密な友人関係がある印だからね。論語にこのような一文があります。「巧言令色少なし仁」。

拙文にお付き合いいただきありがとうございます。高校生活のような大学生活など送らず、大学生活の核心を味わって卒業してほしいと思いついた駄文です。大学を「高等教育機関」などと呼ばないで、「愛『知』の不思議な世界」と呼んでほしいね。

編集部より

■ 今回は主に研究会の報告を担当しました。録音データを聞き取りながら文章にするのは初めてで、どこから書けばいいのか、どのように文章を組み立てるのかについて悩みました。しかし、悩んでいても仕方がないのでとにかく文章におこせば解決法が見出せるだろうと思い、作業を進めることで上げることができました。また、レイアウトなどについて話し合う機会がお盆期間となってしまったため学外で集合し、今まで授業外で接点のあまりなかった3人の仲を深める機会も持つことができました。最後になりましたが、ジャーナル発行にご協力いただいた先生方、本号から編集長となった田畑先生、そして読者の皆様、ありがとうございました。

(経営学部 3年)

■ 私は、はじめてのビジネス法ということをテーマに見てきた訳ですが、法律というものは多くあるわけで、法律というルールがないと日常生活は送れないでしょう。その中でも経営学部らしくビジネスについての法律について考えると、お金を動かすと日本の経済も上手く回り活性されるのですが日本人はお金をあまり使わず貯蓄に回す人が多いみたいですね・・・これが俗にいうデフレというものを引き起こしているのではないのでしょうか。この状態をなくすためには私は法律を改正する必要があると感じます。会社やビジネスについての法律は難しくてなかなか手を付けなかった人でも今回取り上げた「はじめてのビジネス法」はわかりやすく読みやすくなっています。少しでも興味がある人は読んでみてはいかがでしょうか。

(経営学部 3年)

■ 前回に引き続き、編集に関わらせていただきました。ビジネス法ジャーナルでは、大学生に必要な法律の知識だけでなく、論文の書き方などを学ぶことができます。実は私も法律に苦手意識を持っていましたが、最近は法律を身近に感じるようになりました。経営学部以外の学生にも楽しんでいただけるような紙面になっておりますので、他学部の学生にも読んでいただきたいです。

(経営学部 3年)

経営・ビジネス法研究会

2017年7月29日に本学大隅学舎において「経営・ビジネス法研究会」が開催され、本学をご卒業された田中伸治氏と藤森健氏にそれぞれの事業についてご報告いただきました。

■ 田中伸治氏 (経営学部 1979年卒業)

「彦根佛壇の盛衰と田中佛壇店の展開」

田中佛壇店は安政元年(1854年)現在の彦根市の創業で、報告者(田中氏)は5代目である。

まず、佛教とは釈迦族の王子である釈迦が説いたものとされる。佛教では、6つの世界を輪廻転生し、悟りを開くことで輪廻転生から抜け出し7つ目の佛の世界に到達し、佛となることが目標であるとされる。しかし、7つ目の世界へ行ってしまった佛を我々は目にすることができず、その教えを学ぶことができなかったが、釈迦は人の世界にとどまったまま悟りを開いたため、佛の唱える物事の真理を人々に教えることができた。



通常我々が佛教に出会うことのできる場所は寺院であるが、日本では、各家庭にある佛壇で会うことができる。その理由としては2つの説が考えられている。一方は、貴族が自らのために建立した持佛堂(平等院鳳凰堂など)が徐々に小さくなり家の中に入ったという説であり、他方は、盆に先祖を迎えるため魂棚が佛壇へ変化したという説である。いずれにせよ、庶民が佛壇を家に備えるようになったの

は江戸時代からであり、キリシタン弾圧のための寺請制度により始まったとされる。

では、彦根佛壇の歴史はどのようになっているのだろうか。井伊直政が、更なる戦のために彦根で武器の生産を行おうと職人を呼び寄せたが、太平の時代には彼らの仕事がなくなったため、佛具の技術を教えたのが、彦根佛壇の始まりとされる。ところが、明治維新期には廃仏毀釈に伴う佛教弾圧が凄まじく、寺院の取り壊しが行われ、佛壇・佛具の生産の落ち込みが見られたが、その後年々、生産は回復した。また、日本の経済成長に伴い、市場全体の売上は平成6年には3700億円となったが、近年は家屋の洋風化や海外製品の普及に伴い、平成19年には2600億円、平成26年には1600億円と売上は減少傾向にあり、佛壇産地は厳しい状況にあるといえるだろう。

そのような状況の中で、田中佛壇店は、安政7年の桜田門外の変や戦争の影響を受けながら、戦後は位牌の生産を行っていたが、昭和50年から始まった伝統産業を保護する政府の事業により、再び佛壇の製造販売を行うようになった。現在、新たな取り組みとして、井伊家の甲冑復元等を行いながら、量産体制を準備しているところである。また、後継者育成のための佛壇アカデミーの構想を行っている。

このように、田中佛壇店は、時代の波にのまれながらも職人技術や伝統を受け継ぎ、時代に沿った事業を模索し続けている。

■ 藤森健氏(大学院経営学研究科 2012年修了)

「旭テクノプラント株式会社の業容拡大の道筋」

旭テクノプラント株式会社は、主に4つの事業を

行っている。

まず、工事部は、浄水場・下水処理場の設備入れ替え時の統率を行う部門である。この部門では、搬入・設置の作業を取り纏め、作業指示や工事の安全・品質管理を行う。特に、四国地方では建設実績がトップクラスであり、世界的に認められた技術力を保有している。

次に、システム技術部では、電力安定供給に不可欠である設備の保守・点検を行う。そのような事業を行うことで設備の寿命を察知し、長期にわたる機能維持が可能となり、事故の未然防止・安全性向上につながる。

また、校正センターは、電圧計・電流計の管理を行う部門である。全国に向け、低価格で高品質なサービスを提供している。



アグリ事業部では、野菜工場の研究・運営を行う。野菜工場は電気を利用した環境整備、及び水処理が

必要不可欠とされるため、本社の電気制御技術や水処理技術が最大限に発揮されている。

これらの事業には、技術者の存在・継承が必要不可欠であり、「人」が重要となる。そのための人材獲得や人材育成が課題であり、解決方法を模索した。

その解決方法として職場環境の改善が考えられ、ISO や JCSS を取得し、また、平成 28 年には厚生労働省が行う「働きやすく生産性の高い企業 中小企業部門」において優秀賞を受賞した。その成果は、報告者（藤森氏）の入社時 2006 年時点では売上高が 5 億 4000 万円であったが、2017 年度 10 月の予想売上高は 58 億 6000 万円であり、約 10 倍となっていることに裏付けられる。

これほどまでの成果を達成できたのは、2012 年に再生可能エネルギー特別措置法が施行されることに合わせて、マーチャント・バンカーズ、シノソル社と共同で合弁会社を設立し太陽光発電所関連事業を開始し事業拡大を行ったことと、経営状態を第三者が審査する日本経営品質賞等を活用し、独自技術の明確化や、ステークホルダーである従業員・顧客・地域への貢献などを充実させたことが要因であると分析できる。

このように第三者が行う賞を活用することで、適応したレベルに到達することを目標とし、ステークホルダーへの責任を果たしながら、生産性を上げることが可能になったのである。

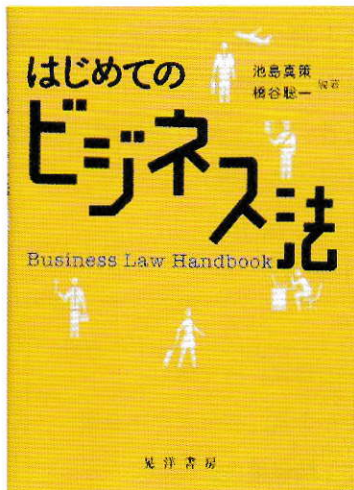
[(経営学部 3 年)]



書籍紹介『はじめてのビジネス法入門』

経営学部 ビジネス法学科 教授

池島 真策 (いけしま しんさく)



本学経営学部では、学生がビジネス社会に進むにあたり、「経営的な側面」と「法的な側面」を合わせた能力を養う必要があると考えています（「経営と法の融合」）。本書は、こうしたコンセプト、特に後者の「法的な側面」を意識して、ビジネス法のエッセンスを提供する目的で書かれたものです。

ビジネス社会では、契約はどのようにして成立するのか（民法）、法的に会社の仕組みがどのようになっているのか（会社法）、企業の技術的アイデアを守るため、あるいは戦略的な管理をするためにはどうしたらいいか（知的財産法）、従業員と会社との関係はどのようになっているのか（労働法）、等といったことを知らなければならないだけでなく、これらの法律を活用していかなければなりません。ビジネス法とは、こうした法律を総称した言い方です。しかし、法律というと、予防的な側面ばかりを考えてしまい

がちですが、むしろ積極的な活用という側面もあります。つまり、「ビジネスをプロモートするためのツールを知ること」（本書「むすびにかえて」より）でもあるのです。

どの大学も、初年次教育の在り方に特色を持たせ工夫を凝らしているようです。本学の経営学部では、こうしたビジネス法を学部1年生の段階から学ばせようと、学部基礎科目のなかに「ビジネス法入門」という科目を置き、この本を使用しています。学部1年生のレベルではやや早すぎると考えるかも知れませんが、しかし、私たちは、初年次教育の段階から、現代のビジネス社会で必要となる法律の基礎を身につける事が大切だと考えています。学生は、この科目を履修した後、専門の法律系科目や経営系の科目を履修することになりますが、その際、ビジネス法入門で習得した基礎知識が相乗的に生きていくこととなります。まさに「経営と法の融合」です。

また、本書は、社会で活躍しているビジネスパーソンにも、是非手にとって読んでいただきたいと思います。実際のビジネス社会との出来事と重ね合わせると、その社会の仕組み（法的な仕組み）が理解できるとともに、今後のビジネスに活かせる力となることでしょう。

なお、本書では、各法分野のあとに、その法分野と関わる経営系のコラムを載せていますので、経営と法を一緒に学ぶ意義が垣間見られると思います。

池島真策・橋谷聡一編著『はじめてのビジネス法入門』（見洋書房、2017年）



「経営と法の融合」講義のお知らせ

経営学部授業公開のお知らせ

経営学部では、「経営と法の融合教育」を教学理念として、学生の人的成長と真の職業能力の育成に努めており、「経営と法の融合」講座を開講しています。本学部教員がオムニバス形式で講義を担当します。この講座は、本学部生はもとより、入学を希望されている高校生、在校生の保護者、社会人、地域の皆様も受講することができます。受講希望の方は、事前に下記担当者に受講希望のお申込みをお願いします。

〔秋学期担当〕 四條北斗（よじょう・ほくと） hokuto-y@osaka-ue.ac.jp

【曜日時限】 金曜日 2 限目（10：45～12：15） 【教室】 大隅キャンパス C 館 31 教室

秋学期	月 日	担当者	所属学科	テ ー マ
1 回	9 月 22 日	林田 修	経営	法と経済学の基礎：「コースの定理」って何
2 回	9 月 29 日	江島由裕	経営	中小企業の潜在力：たかが中小企業、されど中小企業
3 回	10 月 6 日	田畑嘉洋	ビジネス法	契約とは何か ― 意思に基づく関係構築について ―
4 回	10 月 13 日	眞島宏明	ビジネス法	ビジネス法としての知的財産法
5 回	10 月 20 日	井形浩治	ビジネス法	経営学と法学の分岐と一致
6 回	10 月 27 日	本間利通	経営	組織行動論とコストベネフィット
7 回	11 月 10 日	三島重顕	経営	部下を注意・指導する際に留意すべきこと
8 回	11 月 17 日	古賀敬作	ビジネス法	租税法の複眼思考 ― 民商法との関係の基礎理解 ―
9 回	11 月 24 日	本田良巳	経営	我が国における国際会計基準の導入に向けて
10 回	12 月 1 日	堀竹 学	ビジネス法	危険負担制度の経済分析
11 回	12 月 8 日	後藤一郎	経営	優越的地位の濫用
12 回	12 月 15 日	橋谷聡一	ビジネス法	不動産投資ビジネスと法
13 回	12 月 22 日	足代訓史	経営	「儲ける仕組み」の正当性：ビジネスモデルと法・規範
14 回	1 月 12 日	藤澤宏樹	ビジネス法	働く人と社会保障
15 回	1 月 19 日	大森孝造	経営	資産運用ビジネスと金融経済理論

経営学部 学修支援制度のご案内

経営学部では、下記の資格試験合格者に受験料の給付を行っております。給付手続き等の詳細は、KVCでご確認ください。

資 格 試 験	試 験 日	給 付 額
第 42 回ビジネス実務法務検定試験 3 級	2017 年 12 月 10 日	¥4,320
第 147 回日商簿記検定試験 3 級	2017 年 11 月 19 日	¥2,800
第 30 回経営学検定初級	2017 年 12 月 3 日	¥4,700

ビジネス法学科ジャーナルでは、経営学部教員の方からの掲載原稿を募集しています。テーマ・内容等について田畑嘉洋編集長にご相談ください（y-tabata@osaka-ue.ac.jp）。

